

岡山市水道局委託業務成績評定活用基準

平成 17 年 4 月 1 日

市水道局訓令第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、岡山市水道局委託業務検査要綱（平成 17 年市水道局訓令第 12 号。以下「検査要綱」という。）に基づき検査を行った委託業務（委託業務のうち地質調査、測量作業及び設計業務をいう。以下同じ。）の請負契約の相手方（以下「受注者」という。）に対し、検査要綱第 12 条に定める委託業務成績評定表の評定結果（以下「委託業務成績評点」という。）に基づく指名留保又は表彰を行う場合の基準を定めるものとする。

(委託業務成績評価等)

第 2 条 この基準において、委託業務成績評点に基づく委託業務成績評価（以下「評価」という。）及び評価に伴う加減点は、次表のとおりとする。ただし、岡山市水道局指名停止基準（平成 12 年市水道局訓令第 12 号。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止、指名留保（持ち点が - 1 又は - 2 の場合であって、指名停止又は第 5 条の規定以外により指名留保する場合を除く。）又は第 6 条第 2 項の規定による表彰を受けた場合は、その持ち点は消滅するものとする。

委託業務成績評点	評価	持ち点への加減
90 点以上	A	1 回につき 1 点加点
80 点以上 90 点未満	B	持ち点 - 1 又は - 2 の場合は 1 回につき 1 点加点 持ち点 0, 1 又は 2 の場合は加減なし
60 点以上 80 点未満	C	加減なし
50 点以上 60 点未満	D	1 回につき 1 点減点
45 点以上 50 点未満	E	
45 点未満	F	

(受注者への通知等)

第 3 条 管財課長は、受注者に対し、文書により当該委託業務の評価を通知するものとする。

(委員会への報告等)

第4条 管財課長は、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、岡山市水道局競争入札参加資格等審査委員会(以下「委員会」という。)に報告するものとする。

- (1) E又はFの評価を受けたとき。
- (2) 持ち点が - 3点になったとき。
- (3) 持ち点が3点になったとき。

2 前項各号に規定する点数の累積は、通年で算定する。

3 委託業務の目的物(以下「目的物」という。)の引渡し後、目的物に契約不適合があることが判明した場合は、再度検査を行い、改めて評価を決定するものとする。

(指名留保の基準)

第5条 指名停止基準第9条第1項第9号の規定により、受注者の指名を留保することができる場合及びその期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指名留保の適用範囲については、工事、役務、物品を除くものとする。

- (1) Eの評価を受けたとき。 3月間
- (2) Fの評価を受けたとき。 6月間
- (3) 持ち点が - 3点になったとき。 3月間
- (4) 指名停止事由に該当する事故等を生じさせ、更にその業務がE又はFの評価となった場合は、指名停止基準に定める指名停止期間に各々3月間又は6月間を加算する。

(表彰)

第6条 管財課長から、第4条第1項第3号に該当するものとして委員会が報告を受けた場合においては、岡山市水道局優良工事施工業者表彰基準の規定を準用する。この場合において、同基準中「工事施工業者」とあるのは、「委託業務受注者」と読み替えるものとする。

2 水道事業管理者は、委員会から前項の規定による表彰推薦を受けたときは、当該優良委託業務受注者を表彰するものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、同日以降に契約を締結する委託業務について適用する。

附 則（平成 19 年市水道局訓令第 13 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年市水道局訓令第 27 号）

この訓令は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年市水道局訓令第 17 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に契約を締結する委託業務について適用する。

附 則（平成 25 年市水道局訓令第 16 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年市水道局訓令第 16 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。